

建築保全業務共通仕様書 平成30年版 新旧表（令和2年6月15日付 国営保第6号を受け改正）

項目番号等								表	旧	新
NO	頁	編	章	節	細目	(1)	(a)			
1	5	1	1	2	1		(a)	業務責任者は、各編で定める業務目的に照らし適切な業務の実施に先立ち	業務責任者は、適切な業務の実施に先立ち	
2	49	2	3	4	1			表3.4.1 自家発電装置 10.運転機能 C 保護装置 周期 6M	周期 1Y	
3	50	2	3	5	2			表3.5.2 整流装置 2.機能 ③ 損傷等の有無を点検。また、入力・出力負荷、	損傷等の有無の点検。また、入力・出力負荷、	
4	80	2	4	3	1		(c)		「フロン排出抑制法」の冷凍冷蔵設備に該当するものは、3か月以内毎に法に定める簡易点検を実施する。なお、「フロン排出抑制法」による定期点検は特記による。	
5	82	2	4	3	2		(c)			
6	85	2	4	3	3		(c)			
7	96	2	4	3	6		(d)			
8	98	2	4	3	7		(d)			
9	98	2	4	3	8		(d)			
10	143、 144	2	6	3	5			表6.3.5(B) 排煙設備【機械排煙設備】 (作業項目) a.排煙口・可動垂れ壁 (作業内容) 2.機能点検 ①、②、④ 排煙口及び可動垂れ壁 3.総合点検 ① 排煙口及び可動垂れ壁	(作業項目) a.排煙口・可動防煙壁 (作業内容) 2.機能点検 ①、②、④ 排煙口及び可動防煙壁 3.総合点検 ① 排煙口及び可動防煙壁	
11	242	4	3	1	2			表3.1.1 窓ガラス(定期清掃) 適正希釈したものを塗布し、	適正希釈したものを塗布し、	

項目番号等								旧	新	
NO	頁	編	章	節	細目	(1)	(a)			表
12	263~270、 270、 271~281、 282~286、 271~286							別表 共通 点検等及び確認整理表	建築基準法(H20国土交通省告示第282号(制定 H20.3.10 最終改正 H30.9.12)) 建築基準法(H20国土交通省告示第283号(最終改正 H28.11.01)) 建築基準法(H20国土交通省告示第285号(最終改正 H30.9.12)) 建築基準法(H28国土交通省告示第723号(制定 H28.5.2)) 官公庁施設の建設等に関する法律 (H20国土交通省告示第1351号(最終改正 H30.10.9)) (詳細は別添1による。)	建築基準法(H20国土交通省告示第282号(制定 H20.3.10 最終改正 R2.4.1)) 建築基準法(H20国土交通省告示第283号(最終改正 R2.4.1)) 建築基準法(H20国土交通省告示第285号(最終改正 R2.4.1)) 建築基準法(H28国土交通省告示第723号(最終改正 R2.4.1)) 官公庁施設の建設等に関する法律 (H20国土交通省告示第1351号(最終改正 R2.4.1)) (詳細は別添1による。)
13	263							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 二項(11)	官公法12条点検 「3Y」 (詳細は別添1による。)	官公法12条点検 「3Y/10Y」 (詳細は別添1による。)
14	264							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 四項(1)	(い)調査項目 令第112条第9項に規定する区画の状況 (詳細は別添1による。)	(い)調査項目 令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況 (詳細は別添1による。)
15	264							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 四項(2)	(い)調査項目 令第112条第1項から第3項まで又は第5項から第8項までの各々に規定する区画の状況 (詳細は別添1による。)	(い)調査項目 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各々に規定する区画の状況 (詳細は別添1による。)
16	264							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 四項(3)	(い)調査項目 令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況 (詳細は別添1による。)	(い)調査項目 令第112条第18項に規定する区画の状況 (詳細は別添1による。)
17	264							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 四項(4)	(い)調査項目 防火区画の外周部 令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況 (詳細は別添1による。)	(い)調査項目 防火区画の外周部 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 (詳細は別添1による。)

項目番号等								旧	新	
NO	頁	編	章	節	細目	(1)	(a)			表
18	264							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 四項(5)	(い)調査項目 防火区画の外周部 令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 (詳細は別添1による。)	(い)調査項目 防火区画の外周部 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 (詳細は別添1による。)
19	265							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 四項(11)～(14)	(い)調査項目 一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。) (詳細は別添1による。)	(い)調査項目 耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。) (詳細は別添1による。)
20	265							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 四項(20)～(22)	(い)調査項目 一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。) (詳細は別添1による。)	(い)調査項目 耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。) (詳細は別添1による。)
21	265							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 四項(26)～(33)	(い)調査項目 防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。) (詳細は別添1による。)	(い)調査項目 防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。)又は戸 横罫線削除 (詳細は別添1による。)
22	265							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 四項(26)	(い)調査項目 区画に対応した防火設備の設置の状況 (詳細は別添1による。)	(い)調査項目 区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況 (詳細は別添1による。)
23	265							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 四項(27)	(い)調査項目 居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置状況 (詳細は別添1による。)	(い)調査項目 居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況 (詳細は別添1による。)
24	266							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 四項(29)	(い)調査項目 防火扉の開放方向 (詳細は別添1による。)	(い)調査項目 防火扉又は戸の開放方向 (詳細は別添1による。)

項目番号等								旧	新	
NO	頁	編	章	節	細目	(1)	(a)			表
25	266							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 四項(30)	(い)調査項目 常時閉鎖又は作動した状態にある 防火設備 (以下「 常閉防火設備 」という)の本体と枠の劣化及び損傷の状況 (詳細は別添1による。)	(い)調査項目 常時閉鎖又は作動した状態にある 防火設備又は戸 (以下「 常閉防火設備等 」という。)の本体と枠の劣化及び損傷の状況 (詳細は別添1による。)
26	266							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 四項(31)	(い)調査項目 常閉防火設備 の閉鎖又は作動の状況 (詳細は別添1による。)	(い)調査項目 常閉防火設備等 の閉鎖又は作動の状況 (詳細は別添1による。)
27	266							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 四項(32)	(い)調査項目 常閉防火扉 の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況 (詳細は別添1による。)	(い)調査項目 常閉防火設備等 の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況 (詳細は別添1による。)
28	266							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 四項(33)	(い)調査項目 常閉防火扉 の固定の状況 (詳細は別添1による。)	(い)調査項目 常閉防火扉等 の固定の状況 (詳細は別添1による。)
29	266							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 四項(35)	(い)調査項目 防火設備 の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況 (詳細は別添1による。)	(い)調査項目 防火設備又は戸 の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況 (詳細は別添1による。)
30	268							別表 点検等及び確認整理表 別表 建築物の敷地及び構造 六項(8)、(9)	官公庁施設の建設等に関する法律 (8) ー (9) ー (詳細は別添1による。)	官公庁施設の建設等に関する法律 (8) 六(6) (9) 六(7) (詳細は別添1による。)

項目番号等								表	旧	新
NO	頁	編	章	節	細目	(1)	(a)			
31	271							別表 点検等及び確認整理表H20 国交省告示第285号別表第1 換気設備 一項	一 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (詳細は別添2による。)	一 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。) (詳細は別添2による。)
32	271							別表 点検等及び確認整理表H20 国交省告示第285号別表第1 換気設備 一項(3),(4)	(ろ)検査事項 各室の給気口及び・・・ (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 各居室の給気口及び・・・ (詳細は別添2による。)
33	271							別表 点検等及び確認整理表H20 国交省告示第285号別表第1 換気設備 一項(9)～(22)	(ろ)検査事項 (9)各系統の換気量 (10)各室の換気量 ～ (22)各室の気流 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 (9)削除 (9)各居室の換気量 ～ (21)各居室の気流 (詳細は別添2による。)
34	271							別表 点検等及び確認整理表H20 国交省告示第285号別表第1 換気設備 一項(10)、(17)～(22)	(ろ)検査項目 (10)各室の換気量 (17)各室の温度 (18)各室の相対湿度 (19)各室の浮遊粉じん量 (20)各室の一酸化炭素含有率 (21)各室の二酸化炭素含有率 (22)各室の気流 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査項目 (9)各居室の換気量 (16)各居室の温度 (17)各居室の相対湿度 (18)各居室の浮遊粉じん量 (19)各居室の一酸化炭素含有率 (20)各居室の二酸化炭素含有率 (21)各居室の気流 (詳細は別添2による。)
35	272							別表 点検等及び確認整理表H20 国交省告示第285号別表第1 換気設備 三項	三 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等 (詳細は別添2による。)	三 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室 (詳細は別添2による。)

項目番号等								旧	新	
NO	頁	編	章	節	細目	(1)	(a)			表
36	272							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第1 換気設備 三 項 (1)~(9)	(い)検査項目 防火ダンパー等 (詳細は別添2による。)	(い)検査項目 防火ダンパー等(外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。) (詳細は別添2による。)
37	272							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第1 換気設備	 (詳細は別添2による。)	別表第1に下記事項を追加 次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。 以下、省略 (詳細は別添2による。)
38	273							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第2 排煙設備 一 項 (14)	(ろ)検査事項 手動解放装置の設置の状況 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 手動解放装置の周囲の状況 (詳細は別添2による。)
39	273, 274							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第2 排煙設備 一 項 (26)~(31)	(い)検査項目防火ダンパー (詳細は別添2による。)	(い)検査項目 防火ダンパー(外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。) (詳細は別添2による。)
40	274							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第2 排煙設備 一 項 (31)	(ろ)検査事項 壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況(防火ダンパーが令第112条第14項に規定する (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況(防火ダンパーが令第112条第20項に規定する (詳細は別添2による。)
41	274							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第2 排煙設備 一 項 (38)	(ろ)検査事項 中央管理室における制御及び状態の監視の状況 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 (詳細は別添2による。)

項目番号等								旧	新	
NO	頁	編	章	節	細目	(1)	(a)			表
42	274							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第2 排煙設備 一 項 (49)～(52)	(ろ)検査事項 新規 (49)中央管理室における・・ ～ (52)屋外に設置された吸込口への・・・ (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 (49)給気送風機の給気風量 (50)中央管理室における・・ ～ (53)屋外に設置された吸込口への・・・ (詳細は別添2による。)
43	275							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第2 排煙設備 二 項	二 令第123条第3項 第二号 に規定する階段室又は付室及び令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ一 (詳細は別添2による。)	二 令第123条第3項 第二号 に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ一 (詳細は別添2による。)
44	275							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第2 排煙設備 二 項 (8)	(ろ)検査事項 給気口の手動開放装置の 設置 の状況 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 給気口の手動開放装置の 周囲 の状況 (詳細は別添2による。)
45	275							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第2 排煙設備 二 項 (19)	(ろ)検査事項 電源を必要とする 給気送風機・排煙機の予備電源 による作動の状況 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 電源を必要とする 給気送風機の予備電源 による作動の状況 (詳細は別添2による。)
46	275							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第2 排煙設備 二 項 (20)	(ろ)検査事項 中央管理室における制御及び 状態の監視の状況 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 中央管理室における制御及び 作動状態の監視の状況 (詳細は別添2による。)
47	275							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第2 排煙設備 二 項 (24)	建基法12条報告検査等「 1Y 」 (詳細は別添2による。)	建基法12条報告検査等「 3Y 」 (詳細は別添2による。)
48	276							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第2 排煙設備 四 項 (1)	(ろ)検査事項 自家用発電気室の 防火区画貫通措置 の状況 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 自家用発電気室の 防火区画等 の貫通措置の状況 (詳細は別添2による。)

項目番号等								旧	新	
NO	頁	編	章	節	細目	(1)	(a)			表
49	277							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第2 排煙設備 四項(26)、(27)	(ろ)検査事項 (26) 始動及び 停止の状況 (27) 運転の状況 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 (26) 始動及び 停止並びに運転の状況 (27) 削除 (詳細は別添2による。)
50	277							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第2 排煙設備	(詳細は別添2による。)	別表第2に下記を追加 次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。 以下、省略 (詳細は別添2による。)
51	278							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第3 非常用の照明設備 一 項(1)	(ろ)検査事項 (1) 使用電球、ランプ等 照明器具の取付けの状況 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 (1) 使用電球、ランプ等 (2) 照明器具の取付けの状況 (詳細は別添2による。)
52	278							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第3 非常用の照明設備 二 項(1)～(5)	(ろ)検査事項 (1) 予備電源への切替え及び点灯の状況 (2) 予備電源の性能 (3) 照度の状況 ～ (5) 配電管等の防火区画 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 (1) 予備電源への切替え及び点灯の状況 (2) 削除 (2) 照度の状況 ～ (4) 配電管等の防火区画 (詳細は別添2による。)
53	279							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第3 非常用の照明設備 六 項(15)	(ろ)検査事項 音、振動等の状況 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 運転の状況 (詳細は別添2による。)
54	279							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第3 非常用の照明設備	(詳細は別添2による。)	別表第3に下記を追加 五項(2)から(6)まで並びに六項(3)から(8)まで及び(10)から(17)までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。 (詳細は別添2による。)

項目番号等								旧	新	
NO	頁	編	章	節	細目	(1)	(a)			表
55	280							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第4 給水設備及び排 水設備 二項(11)	(ろ)検査事項 (11)ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 (11)削除 (詳細は別添2による。)
56	281							別表 点検等及び確認整理表 H20国交省告示第285号 別表第4 給水設備及び排 水設備	(詳細は別添2による。)	別表第4に下記を追加 次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同 表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲 げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認す ることで足りる。 以下、省略 (詳細は別添2による。)
57	282							別表 点検等及び確認整理表 H28国交省告示第723号 防火設備 別表一 防火扉 (17)	(ろ)検査事項 防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限 る。)の形成の状況 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定に よる区画に限る。)の形成の状況 (詳細は別添2による。)
58	282							別表 点検等及び確認整理表 H28国交省告示第723号 防火設備 別表二 防火シャッター (2)~(5)	(い)検査項目 駆動装置((2)の項から(4)の項までの点検については、 日常的に閉鎖するものに限る。) (詳細は別添2による。)	(い)検査項目 駆動装置((2)の項から(4)の項までの点検について は、日常的に閉鎖するものに限る。) (詳細は別添2による。)
59	283							別表 点検等及び確認整理表 H28国交省告示第723号 防火設備 別表二 防火シャッター (27)	(ろ)検査事項 防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限 る。)の形成の状況 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定に よる区画に限る。)の形成の状況 (詳細は別添2による。)
60	284							別表 点検等及び確認整理表 H28国交省告示第723号 防火設備 別表三 耐火クロススクリー ン (22)	(ろ)検査事項 (22)下段 防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限 る。)の形成の状況 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 (23) 防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定 による区画に限る。)の形成の状況 (詳細は別添2による。)

項目番号等								表	旧	新
NO	頁	編	章	節	細目	(1)	(a)			
61								別表 点検等及び確認整理表 H28国交省告示第723号 防火設備 別表 四 ドレンチャーその他 の水幕を形成する防火設備 (以下「ドレンチャー等」とい う。) (25)	(ろ)検査事項 (25)下段 防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限 る。)の形成の状況 (詳細は別添2による。)	(ろ)検査事項 (26) 防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定 による区画に限る。)の形成の状況 (詳細は別添2による。)